



議会だより

3月定例会 予算特別委員会

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

第157号

6月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15 本会議 (開会) 14:00	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
		本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	
26	27	28	29	30		
	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00			

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。

●傍聴受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開会場所は、本庁3階大委員会室。

詳細は議会事務局までお問い合わせください。

☎0555-22-0612

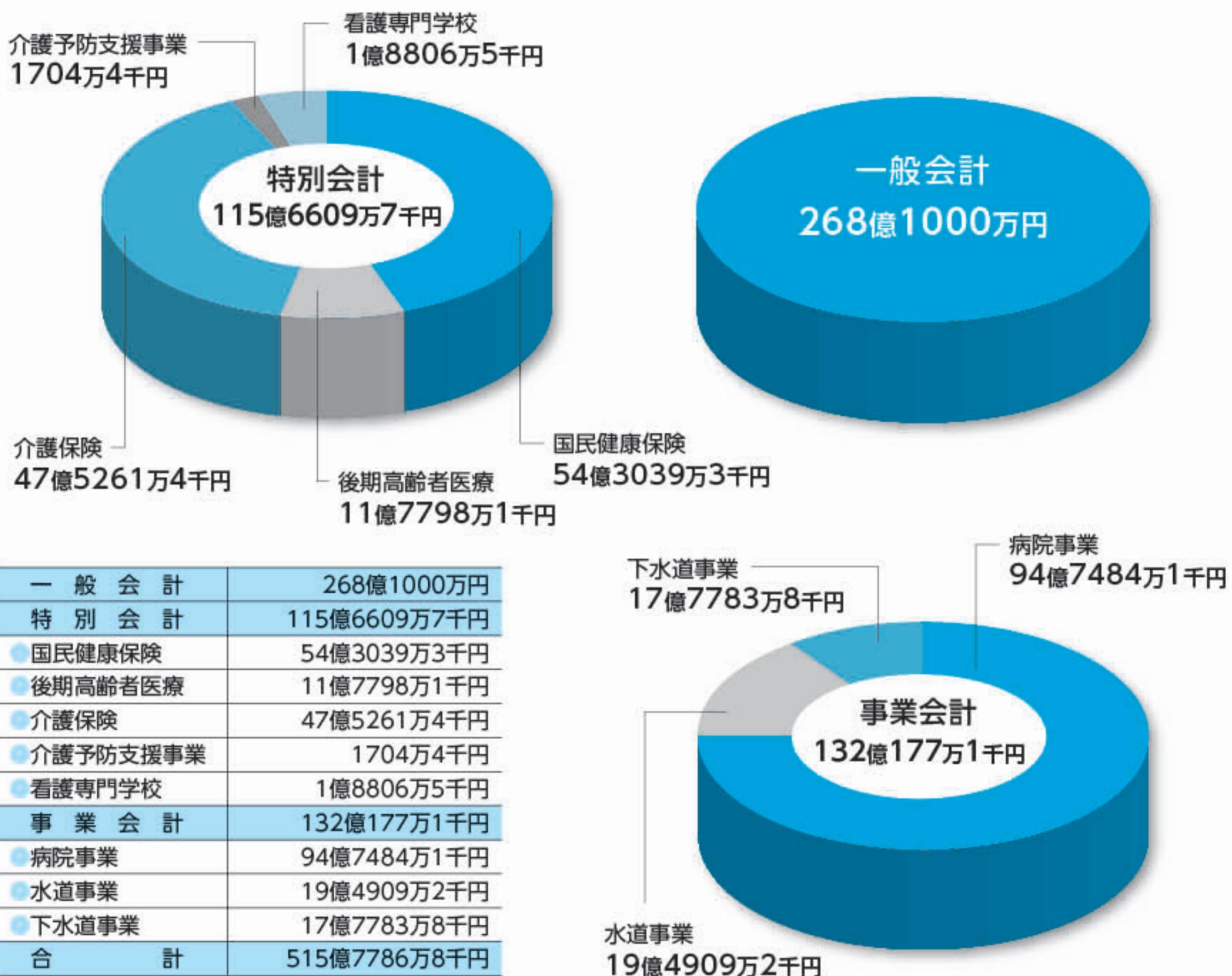
3月定例会

令和4年度予算 一般会計総額は 268億1000万円

令和4年3月定例会は、3月2日に開会し、23日間の会期を終え、3月24日に閉会しました。

市長提出の報告案件及び議案については、すべて承認、可決、同意しました。また、議会提出1議案についても可決しました。

人事案件では、令和4年2月1日の富士・東部広域環境事務組合設立に伴い、同組合議会議員の選挙が行われました。
市政に対する一般質問は、5人の議員が行いました。



24日	18日	17日	16日	11日 14日 15日	8日	3月2日
<ul style="list-style-type: none"> 各議案の採決 議案の追加提案 各委員長からの報告 <p>(閉会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 付託議案の審査・公聴会 	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員の罷免の是非を査するための特別委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 文教厚生委員会 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 総務経済委員会 付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 予算特別委員会 市政一般質問 委員会付託 議案の追加提案 本会議 議案の委員会付託など 議案の提出と説明 会期の決定 本会議 <p>(開会)</p>

会期日程

3月

市政 一般質問

抜粋



**伊藤 進
議員
(政友会)**

本市における教育振興 基本計画とコミュニティスクールについて

質問①

1回目の質問

教育基本法は、わが国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため制定された。

本市では、令和2年3月に富士吉田市教育大綱が策定され、「社会情勢の変化等を踏まえ、教育委員会と協議の上、必要に応じて見直しを行います」とある。

次に令和元年12月定例会にて一般質問したコミュニティスクールについて伺う。

質問した当時は、本市では吉田小学校がコミュニティスクールの仕組

みを取り入れており、今後、他の小中学校へのコミュニティスクール導入を検討するとの答弁だったが、現在、本市の小中学校へのコミュニティスクール導入の状況を伺う。

1回目の市長答弁

まず、将来を見据えた教育の方向性を明らかにし、教育大綱に記載することだが、富士吉田市教育大綱は、富士吉田市総合計画と整合性を図ることで策定しており、議員発言の「人口減少社会における活力の維持・向上」、「グローバル時代を生き抜く力の育成」、「持続可能な社会を実現するための創意工夫」等は、策定当初から理念としている。その実践として、キヤリア教育の実施、全小中学校へALTを配置しての国際理解教育、SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会の実現」のために、特別支援員や総合教育支援員を配置するなど、富士吉田市教育大綱の理念を実現するための教育施策を積極的に展開している。

次に、教育振興基本計画の策定についてだが、本市は、昭和60年に富士山教育憲章を制定し、富士山教育憲章には教育基本法の目的である「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」も包括されていることから、「富士山教育憲章」を本市の教育行政の指針としている。

また、富士吉田市総合計画の中の「心豊かな人を育む教育・文化・スポーツの充実」の実現に向けて各種施策を実施し、教育基本法の目的及び富士山教育憲章の理念実現に向け邁進している。

従って、本市では、富士山教育憲章の理念を実現するため、富士吉田市総合計画を施策実現の主体とし、教育行政を推進していることから、現時点では教育振興基本計画の策定は考えていらない。

1回目の教育部長答弁

本市の小中学校への「コミュニティスクールの導入状況は、現在コミュニティスクールが設置されているのは吉田小学校のみである。令和元年12月定例会の一般質問で答弁したところナウイルス感染症の影響を受け、感染防止対策を最優先とし注力しており、他の小中学校への導入を隨時検討していく予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止対策を最優先とし注力している状況である。このことから、他の小中学校へのコミュニティスクールの導入検討が遅れている。

しかし、下吉田第一小学校では、本市が推進する郷土愛醸成事業において、NPO法人の指導の下、地域と学校が共に課題解決に向けて、「学ぶことで地域を創る」というコミュニティスクールの理念とこれらの実現に向けて推進している。なお、新型コロナウイルス感染症

終息後には、環境が整い次第、他の小中学校でも、コミュニティスクールの導入を順次検討していきたい。

2回目の質問

平成30年6月15日閣議決定の第3回教育振興基本計画をみると、超スマート社会（ソサエティ5.0）時代の到来に対応した教育が必要とされている。ソサエティ5.0とは、内閣府が提唱するテクノロジーを活用した社会の仕組みを構築することを言う。子どもたちが将来生きる社会は、激動の時代が予想される。子どもたちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くとも言っている。こうした激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、誰もが人間ならではの可能性を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かして、それぞれの夢に向い志を立て、頑張ることができるよう「チャンス」を最大化していくことが必要だと考える。

教育振興基本計画の策定を現時点では考えていないとの答弁だが、全国では平成31年3月31日時点で1421の市区町村の教育委員会、率にして82.7%が策定済みとし、多くの自治体が新時代を見据えた次世代の教育政策を推進している。ソサエティ5.0を見据え基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力を児童生徒が習得できるよう、5年後10年後の教育政策の目標と施策のビジョンを具体的に示すべきだと考えるが、執行者の見解を伺う。

次にコミュニティスクールについてだが、新型コロナウイルス感染症の影響で導入が遅れている状況であり、今後、新型コロナウイルス感染症の終息後には、導入を検討していくとの前向きな答弁だったが、コロナ禍が明けた後に活動ができるよう体制づくりを行い、協力できる地域住民や保護者としっかりと熟議していくことが大切だ。またコミュニティスクールの先進事例も学び、現場の教職員や管理職の理解を得ることも重要である。学校の先生が、子供たちへのコミュニティスクールの効果を理解できれば、考え方も変わってくる。そのためにはまず、教育委員会が視察等を行うことが重要だと考えるが執行者の見解を伺う。

2回目の市長答弁

ては、今後も「富士吉田市総合計画」、「富士山教育憲章」、「富士吉田市教育大綱」を教育の3本柱とし、国が示している教育基本計画等を踏まえた教育行政を開展していきたい。

2回目の教育部長答弁

定し、前期、中期、後期と重点目標とアクションプログラムを具体的に組み、郷土を愛し誇りを持ち、将来の富士吉田市を担う素晴らしい人材となるよう児童、生徒の育成をするための計画づくりを要望する。執行者の見解はいかがか。

3回目の市長答弁

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。そのため、教育大綱に細かなアクションプログラムを設けることは、教育大綱策定の趣旨にそぐわない。なお、教育行政については、「第6次富士吉田市総合計画」に基づき、様々な施策を展開しているが、この総合計画は策定から5年を迎えるため、令和4年度に見直しを行うこととなっている。

従って、地域の実情や教育現場を取り巻く状況を踏まえ、郷土愛を醸成しながら、児童生徒の人材育成に繋げられるよう見直しを図っていく。

生涯教育の考え方は、昭和40年のユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の成人教育に関する会議において初めて提案されて以来、国際的に普及してきた。

今日、人生100年時代を迎え、また社会が複雑化・成熟化したこと

3回目の市長答弁

により、人々は絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を強く感じ、豊かで充実した人生を送るために、生涯学習に取り組むことが不可欠となつてきていると言える。また、人々は学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習に取組むことで、地域の課題解決の一助にもなる。そこで、まず初めに伺いたいのは、市長は生涯学習に関してどのような見解をお持ちか。

第6次富士吉田市総合計画の社会教育の推進施策によると「参加者の学習ニーズに考慮した事業や既存の枠組みにとらわれない多種多様な講座の展開、参加者の拡充や受講率の向上に努める」とあるが、具体的にどのようなカリキュラムで対応をしていくのか、執行者の見解を伺う。

また、本市には、富士の里市民大学などが開催される富士吉田市民会館や中央コミュニティセンター・富楽時など、充実した公民館的なコミュニティセンターがあるが、「生涯学習センター」という名称を付けた施設はないかと思う。新たに施設を建設することは望まないが、今ある施設に生涯学習を市民に今まで以上にアピールするためにも、市民会館や「富楽時」に補足的な名称として「生涯学習センター」とつけるべきだと考えるが、執行者の見解を伺う。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。ま

このことから、生涯学習環境を充実し、多くの市民が生涯のあらゆる時期に、学習することができるよう環境整備を図ることは、心豊かな人生を拓くこと、充実した時間を送ることに繋がるものと考えている。

また、高齢化や都市化が進む今日に生涯学習の環境等を充実させることは、単に学習の機会を創出することに留まらず、コミュニティの形成や人と人の繋がりを育む場、さらには生きがいづくりの場を提供することにも繋がることから、明るく健やかな地域社会を築くために生涯学習が果たす役割は極めて大きい。

次に、公的な文化施設に補足的な名称として生涯学習センターの名称をつけることだが、現在の市民会館は平成23年のリニューアルオープン以降、多くの市民に親しまれ利用されている。

市民会館や富楽時では、名称が定着している現状に加え、指定管理者による施設運営の中でも民間企業を含む様々な利用実態もある。さらに、富楽時は老人福祉センターとしての位置付けもあり、現時点では補足的

な名称をつけることは考えていない。また、生涯学習のアピールという点に関しては、現在も各種事業において広報紙を始めCATV富士五湖やエフエムふじさこ、SNSなど、世代に応じた形で様々な媒体を活用し積極的に実施しているので、今後もこれらの媒体を活用する中で継続してアピールしていく。

1回目の教育部長答弁

第6次富士吉田市総合計画の社会教育の推進施策による具体的な事業展開についてだが、本市では、生涯のあらゆる時期に応じた学習事業を実施している。

また、地区自治会と連携して、地域住民のニーズに沿った講座開催への支援を実施している。

今後も、社会情勢の変化に素早く対応し、多様化する住民の声に耳を傾けると共に、参加者アンケートなどを通じて的確なニーズの把握に努め、社会教育委員及び富士吉田市文化協会など関係団体の協力を得る中で、社会教育を推進していく。

2回目の質問

2回目の教育部長答弁

先進的な自治体では、生涯学習の充実・地域の生涯学習の活発化・行政と住民の協働を推進させるためにも人材の育成が重要であると考え、生涯学習推進員の育成に取組んでいる。こうした住民の人材育成として生涯学習コーディネーター、サポート、リーダーなど名称は様々ある。各自治体の特徴を生かして行っている。多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めると共に、

本市には、昭和大学富士吉田キャンパスがある。2015年11月には「包括的連携協力に関する協定」を締結している。本市と昭和大学の特性と資源を活用し、地域の課題解決や活性化に向けた公開講座など、生涯学習のカリキュラムとして開催してほしい。執行者の見解を伺う。

また学びの成果を誰もが發揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていくことも大切である。計画(Plan)を実施(Do)することにより、評価(Check)し改善(Act)ion)を図るPDCAサイクルを確立するための生涯学習振興計画の策定だが、現在、生涯学習事業は教育委員会及び社会教育委員、社会教育指導員を含めた体制を主軸に展開している。

社会教育委員には、社会教育活動全般にわたる提言をいただくと共に、例年定例会を複数回開催しており、基本方針や重点目標等を設定し、各種事業の実績を踏まえた評価、検証を行つた上で次年度の取組に反映させており、PDCAサイクルを取り入れた運営を行つている。

まず、生涯学習推進員の育成についてだが、本市が実施する生涯学習事業の運営においては、主に知識や技術を持つ市民を講師に迎え、学びの場を創設しており、学びで得た知識や成果を社会に還元するシステムの構築が、持続可能な地域づくりや生涯学習環境の整備、生涯学習推進員の育成に繋がると認識している。

従つて、今後も市民協働、市民参与の考えをもとに、生涯学習事業の充実や積極的な推進に努めていく。次に、昭和大学の特性をいかして学び続けることのできる学習環境を実現するために、本市でも住民の協力をもとに、生涯学習推進員の育成をしていくべきだと考えるが、執行者の見解を伺う。

本市には、昭和大学富士吉田キャンパスがある。2015年11月には「包括的連携協力に関する協定」を締結している。本市と昭和大学の特性と資源を活用し、地域の課題解決や活性化に向けた公開講座など、生涯学習のカリキュラムとして開催してほしい。執行者の見解を伺う。

またには、包括連携協定の下、既に医療や福祉、健康など、多方面にわたる連携事業を展開しており、今後も引き続き、昭和大学ならではの特性と資源を活用し、かつ、社会情勢に注視しながら、時代に即した各種事業を推進していく。

次に、PDCAサイクルを確立するための生涯学習振興推進計画の策定だが、現在、生涯学習事業は教育委員会及び社会教育委員、社会教育指導員を含めた体制を主軸に展開している。

社会教育委員には、社会教育活動全般にわたる提言をいただくと共に、例年定例会を複数回開催しており、基本方針や重点目標等を設定し、各種事業の実績を踏まえた評価、検証を行つた上で次年度の取組に反映させており、PDCAサイクルを取り入れた運営を行つている。

従つて、現時点では生涯学習振興推進計画の策定は考えていないが、今後も社会教育委員を中心に関係機関と協働し、自治会や市民に参画してもらう中で生涯学習活動の推進に努めていく。



3月

市政 一般質問

抜粋



**藤原栄作
議員
(市民ファースト)**

必要不可欠である。

質問① 富士吉田市役所本庁舎の建て替えについて

1回目の質問

共有の財産である。

建設後63年が経過し老朽化のため、平成30年度に策定した「本市庁舎施設管理計画」に基づき、長寿命化を図るための点検、改修工事等を実施中である。

本庁舎は、鉄筋コンクリート造り3階建てとして昭和33年5月に竣工し、昭和60年には、一部北側へ重量鉄骨を用い増築された。鉄筋コンクリートは、耐久性に強い堅牢だが、建築から63年が経過し、本庁舎にひび割れや雨漏りが発生している。昔の本庁舎は、各階の北側に廊下、各課の間には壁があり、部屋ごとに各部屋で仕切られており、大変堅牢で、事務室に入る時はドアをノックして入ったことを記憶している。現在は、壁や仕切りを取り払い、オープンスペースにしている。事務の効率化からは良いが、施設の強度のある方は安全面といった点からは極めて脆弱な建物になっている。

そこでお尋ねする。市長は、庁舎の現状をどのように捉えるか。また、何年まで使用できると考えているか。

1回目の市長答弁

本庁舎は行政の運営上で欠かすことの出来ない施設であり、また、災害時の防災拠点施設として、市民生活に関わる役割と機能を持つ、市民



の噴火」や「東海地震」に大変憂慮しているが、一旦緩急ある時、この本庁舎が市民の安心安全の司令塔として機能を果たすべき重要な場所である。しかし、庁舎が倒壊、あるいは府庁に居た市長及び職員が灰燼に帰したことがあれば、一体誰が市民のための災害時誘導及び復旧業務を担うのか。お考えを伺う。

さて、建て替えには、ただの施設ではなく災害に強い建物としても考慮する必要があり、莫大な資金を見込まなければならないが、税収が一歩を実施した。また、外壁塗装や屋上防水工事等により維持管理をし、「本市庁舎施設管理計画」の診断では、最長で20年程度の長寿命化を図ることが可能となつた。

そこで、本市の貯金の「財政調整基金」とびるふるさと納税の積立金の「ふるさと納税」のここ数年の推移を伺う。なお、ふるさと納税は非常に堅調な伸びを示しているが、建て替えて伺う。

市庁舎は、自然災害に備え、市民が安心して利用でき、市民生活を支える上で最も身近で、自治体のランドマークとも言える

本庁舎は行政の運営上で欠かすことの出来ない施設であり、また、災害時の防災拠点施設として、市民生活に関わる役割と機能を持つ、市民

本庁舎があと17年は大丈夫と力強く答弁をもらつたが、一方では、市民に使い勝手の良い施設、また、防災に強い施設とするには建て替えが必要不可欠とのことである。郡内で長期計画の中で資金計画を立てながら庁舎建て替えを考えている自治体もある。私は早急に本庁舎建て替えの基本計画やロードマップを作成するべきと考える。

つまり、市長もかねがね「富士山の噴火」や「東海地震」に大変憂慮しているが、一旦緩急ある時、この本庁舎が市民の安心安全の司令塔として機能を果たすべき重要な場所である。しかし、庁舎が倒壊、あるいは府庁に居た市長及び職員が灰燼に帰したことがあれば、一体誰が市民のための災害時誘導及び復旧業務を担うのか。お考えを伺う。

2回目の質問

本庁舎があと17年は大丈夫と力強く答弁をもらつたが、一方では、市民に使い勝手の良い施設、また、防災に強い施設とするには建て替えが必要不可欠とのことである。郡内で長期計画の中で資金計画を立てながら庁舎建て替えを考えている自治体もある。私は早急に本庁舎建て替えの基本計画やロードマップを作成する予定があるのか伺う。

建て替えによる更なる機能強化を推進することも必要不可欠と認識しているとの答弁があつた。そこで、市は大変不便している状況だ。民は大変不便している状況だ。長期計画の中で資金計画を立てながら庁舎建て替えを考えている自治体もある。私は早急に本庁舎建て替えの基本計画やロードマップを作成する予定があるのか伺う。

2回目の市長答弁

本庁舎は行政の運営上で欠かすことの出来ない施設であり、また、災害時の防災拠点施設として、市民生活に関わる役割と機能を持つ、市民

複雑・多様化する行政需要に対応できず、使い勝手に支障があるため、更なる機能強化を図る上でも、長寿命化期間の中でも可能な限り前倒しをして建設を目指していく。

したがつて、来年度実施する第6次富士吉田市総合計画の中期見直しで、新たに新庁舎建設事業を主要事業として位置付け、重要施策として進めることとする。

基金の数年の推移については、財政調整基金の残高は、私の市長就任以降、30億円以上を維持し、市政運営をしている。

財政調整基金の残高推移は、平成30年度末では42億2千万円余り、令和元年度末は17億1千万円余り、令

和2年度決算終了後の時点では、歳
計剰余金からの積立金と合わせ40億
円余りであり、30年ほどの残高推移
の中でも最も高い水準である。

またふるさと振興基金も平成30年度末では7億8千万円余り、令和元年度末は12億3千万円余り、令和2年度末は28億6千万円余りとな

なお、ふるさと振興基金は、寄附者が使途を限定しない寄附金と、事業目的を明示したクラウドファンディングによる寄附金を積み立てている。ふると納税の寄附者に対し、使途を示すことで、建て替えの財源として振替、活用することは可能である。

さらに、建設費用の財源の一つとなる基金への積立ては公共施設整備基金を積み立ててきたが、今後、本庁舎の建て替えを見据えた上で、同基金に積み立てるのではなく「庁舎整備基金」の計画的な積立てを行い、「財政調整基金」や「ふるさと振興基金」さらには一般財源を含めた中で建設費用の財源としたい。

次に、ロードマップの作成は、建設地や庁舎の配置、規模、財源等の基本的な事項を調査する庁内検討委

員会を設置し、基本構想、基本計画等につながるスケジュールについて準備を進めていく。

さらに、基本構想等の策定も、有識者や市民から意見を聞く機会を設けるため「庁舎建設検討委員会」を立ち上げ、市民の意見等が反映された新庁舎の建設スケジュールを考えおり、基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計を経て、工事着手という手順で進めていく。

市民の安心・安全を守り、利用しやすく、親しみと誇りが持てる新庁舎の建設に向けて、できる限り早期の完成を目指し、鋭意努力していく。

質問② 明見湖の保全について

質問②

1回目の質問

1回目の市長答弁

されることから、環境の保全・保護を
求める声を受け、平成22年8月に市
制60周年記念事業として水を抜く一
大プロジェクト事業を挙行し、一斉
清掃を有史以来、初めて実施され、
外来魚の駆除や湖底のヘドロやごみ
の除去をした。

様々な角度から調査、検討を行い、他町村の事例なども参考とした上で、報告書がまとめられた。



ところが昨年の湖はほほ中央に位置する場所へ葦が蓮を駆逐し、葦の根の上にまた葦が生えている。新しい島が生まれ、増殖・拡大し、ここには葦ヶ原になってしまふと心配のままでは明見湖が葦池となり、さらには葦ヶ原になつてしている。同湖は市が譲る唯一無二の由緒ある歴史的景観を残した自然湖であり、市民を始め多くの来訪者の憩いの場ともなつていてほしい。私がご案内するので現状を視察してほしい。そして、再度、市制60周年記念事業を実施した時や池の水を全部抜くテレビ番組の様に、大々的に市民一体となつた搔い掘りと浚渫事業を計画・実施してほしいが、解を伺う。

また、湖水を排水した場合は、湖底の環境改善や外来魚の駆除等一定の効果が認められるが、湖水内を形成している生態系のバランスを崩し、かえつて蓮の生育にも悪影響を与えてしまうことがわかった。

1回目の市長答弁

さらに、葦を形成している浮島の除去には、地形の影響から湖水を全て抜くことは困難で、湖底は泥が堆積し足場が悪く重機等が使用できず、時間や費用などの面で多くの課題がある。湖の環境保全は、様々な要因が絡み合い、単年度での根本的な解決は難しい。

り、心を痛めている。

このことから、平成22年度及び平成27年度に湖水を排水し、外来種の駆除を行った。平成29年度には蓮の生育不良のため、調査業務委託を平成30年度からの2か年で実施した。内容は、既存資料の調査研究や関係者へのヒアリング、さらには明見湖における生態系や水質、水量など

したがつて、来年度は年間を通して、湖岸から浮島までの水路を確保し、ボートで往来しながら葦の除去作業を行い、環境保全に努めていく。明見湖公園は豊かな水辺の自然環境を保全し、自然の大切さを体験できる施設なので、今後も市民と自然とが共生できる憩いの場所の創生を市民や指定管理者と共に尽力していく。

3月

一般質問

抜粋



**渡辺幸寿
議員
(みらい)**

質問① 新倉山浅間公園周辺と下吉田エリア整備について

1回目の質問

現在、コロナ禍において第6波の感染拡大中であり、当面はインバウンドによる訪日外国人は望めない。しかし、コロナ後の観光施策として多くの来訪者を下吉田地区に誘導できれば、本市の活性化に寄与することができる。これから、早めの対策を講ずる必要性を痛感する。このためには、公園入口までのアクセス道路の整備は欠かせず、過去に赤坂小明見線の整備も含め数回に渡り一般質問をしたが改めて考えを伺う。

インバウンドの回復には時間を要するが、国内旅行の形態も変化しており、遠くに行くのではなく、近くで長期滞在し地域の魅力を実感する旅行にシフトしている。更に、ワーケーション、2拠点居住、サテライ

トオフィス利用などコロナ禍ならではの暮らし方、働き方が行われている。この変化を好機として、新倉山浅間公園をより魅力ある場所に替えるなければならない。

とりわけ公園に足を運び、眼下に見える街中を見学したくなる仕掛けが欲しい。下吉田駅を起点に点在している月江寺商店街や西裏界隈など、昭和レトロを感じさせ魅了する場所へ多くの来訪者を誘導できれば、地域の活性化や経済の回復も実感できるものになる。

しかし、店舗や商店の多くは借地であることや事業継承者がいないことが問題である上に、周辺には歴史的建造物もなく、景観保全区域でもないため、地域を保存する補助や支援はなく、廃業や店舗取り壊しを余儀なくされ、空地化している。このため将来にわたる計画的整備の必要性を痛感し、早急な構想、整備計画が必要である。

アフターコロナを見据え、同公園を今以上の桜の名所にするために、

植栽エリアの拡充や周辺地域にも拡大し、情報を国内外に発信して、魅力を向上させることも必要だが、どのように考えるか。

また、公園から市街地に点在する地域を線で結び、誘導する施策として、先般12月に報告があった上吉田地区の横町、大門まちづくりビジョンの様に、公園周辺から小室浅間神社などを含めた下吉田エリアに至るまでを一つの面として、道路及び駐車場等の整備を推進するなど、地域

の魅力を追求した、将来にわたる下吉田地域振興ビジョンを作成する必要があると考えるが、併せて伺う。

車場等の整備を推進するなど、地域の横町、大門まちづくりビジョンを作成する必要があります。また、公園入口付近についても民家が密集しており道路の拡幅等を行うことは困難で、これまで整備をしてきた下吉田駅からの誘導路を活用することを念頭に、同駅周辺地区で駐車場の整備を検討している。

1回目の市長答弁

新倉山浅間公園は、富士山と五重塔と桜を同時に眺望することができるので、国内でも唯一無二のスポットとして人気があり、四季折々の景色を楽しむことから、来訪される多くの観光客を下吉田駅から誘導するため、わかりやすさを念頭に、案内看板や道路敷のインター・ロッキング化等の整備を行ってきた。今後は、浅間橋の架け替えにより、道幅が拡がり、歩道も設置予定である。

次に、将来にわたる下吉田地域振興ビジョンを作成する必要性について、現在、下吉田・西裏地区では既存の商店街はもとより、新しく設立した「合同会社新世界通り」などを中心とした商店街の連携を中心とした事業を展開している。

公園入口までのアクセス道路の整備は、赤坂小明見線、とりわけお姫坂交差点付近については相当な時間

を費やし検討してきたが、道路が急勾配であり隣接する民地との段差が生じていることや民家が密集している現状に加え、特に、複数の道路が富士急行線の軌道と交差しているた

また、新倉山浅間公園に訪れる多くの来訪者を周辺地域につなげる取組として、多言語表記の誘導看板の設置や、飲食店での外国語表記のメニューの作成などの環境整備を進めたり、西裏地区専用ホームページの構築や多角的視点から地域の魅力を伝えるため、インフルエンサーを活用したり、国内外への情報発信に努めている。さらに、これらの施策の実効性を高める方策として、本年度、域学連携関連事業において、本市と慶應義塾大学との連携事業の一環である「魅力ある街のデザイン調査研究」の中で、知的支援をいただき、新たに、同公園及び下吉田エリアへの人流の拡大とにぎわい形成に向け、複数回にわたる現地調査と地域住民や各種関係者へのヒアリングを実施した。

令和4年度以降にこれら基礎的調査を基に、ファーリードワークやワーキングショップ等を開催し、地域住民と課題を共有したい。また、中心市街地の空き店舗等は、定住促進センターや空き家バンク等を活用するなど、課題を重点的に収集、分析を重ねることで、新倉山浅間公園から中心市街地につなぐ魅力的なルートの検証や駐車場整備など下吉田エリア周辺に必要な機能やデザイン等の調査研究に取り組み、下吉田地区的将

来ビジョンとして取りまとめ、中心市街地の魅力や、地域の活性化につながられる施策を展開していく。

2回目の質問

桜の地域拡大を望むのは、昨年、旧老人センター裏の桜が無くなり、周辺地域でも老木の為、減少傾向がみられるからであり、周辺地域一体を桜の名所として造ることも大事だと考えるが、市長の考えを伺う。

知名度が上がり来訪者が増えると問題も出る。車が公園入口周辺に集中し、複雑で見通しが悪いお姫坂踏切交差点では、事故も危惧される。特に、桜の時期は一日中狭い道路に車両が殺到したり、無断駐車したり地域住民の生活に支障をきたし、利便性をも損なう状況となる。地元から多くの心配する意見を伺つており、早急な改善策が望まれる。

平成29年12月に赤坂小明見線の拡幅について質問をした際「市内の東西を結ぶ市内幹線道路の中でも、整備優先度が高い道路として、短期的に整備が必要とされるが、未整備区間延長3、460メートルには富士急行線の軌道との交差や市街地があり、工事及び補償が高額となるため、市単独事業での整備は非常に困難で、県道昇格による整備を県に依頼している。」との答弁だった。その後、県に対し何度も要望し、協議の経過を具体的に伺う。

この路線は、都市計画道路として長期間経過しており、全長4、980メートルの内1、520メートルは、既に幅員11メートルで整備済みだが、残り一部区間の延伸をお願いする。推進してほしいのは、未整備区間の踏切手前、通称お姫坂までの拡幅である。ここは、早期拡幅が可能と思われ、新倉山浅間公園へのアクセスや防災避難道路として大いに寄与し、交通渋滞緩和や安心・安全にも繋がると考える。せめて踏切部分の危険箇所だけでも改修計画を願う。

田中学校正門前から小舟山踏切交差点間を早急に拡幅し、大型バスを行可能にすることと大型車両の駐車可能な場所を確保することを推進してほしいが、考えを伺う。

次に、新たな大型車両の駐車場確保だが、新倉富士浅間神社の専用駐車場は進入路拡幅のため、市に努力いただいたが、未だ大型車両は入れない状況にある。ピーク時には周辺に臨時駐車場も設置されるが、不足感は誰もが感じており、車種を問わず大きな駐車場の必要性がある。

また、新駐車場は、一昨年、市で下吉田駅周辺の場所の選定と調査を実施しており、新倉山浅間公園はもちろん、本町通り沿いの下吉田工業からも利用でき、来訪者の誘導に有効な場所と期待していた。一方で、「新駐車場は旧老人福祉センター付近」との噂も耳にするが、現状における調査の内容や具体的な検討結果を伺う。

昨年12月の本市都市計画マスター プランのパブリックコメントでは、「生活道路網整備、駐車場の整備において、新倉山浅間公園など観光のピーク時に応じる駐車場を目指す」と明記されている。現在の駐車場は借地料が高額の上に、今後返還することを考えると、マスター・プランの指針により前倒ししても整備

する考え方があるのか、今後の進め方を伺う。

最後に、下吉田振興ビジョンについて伺う。すでに地域振興の為に慶應義塾大学と連携して『魅力ある街のデザイン調査研究』の検討を行い、複数回にわたり現地調査と地域住民及び各種関係者とヒアリングをしたとの答弁があつたが、その区域はどの範囲か、また、その進捗状況と今後のスケジュールについて伺う。

2回目の市長答弁

新倉山浅間公園周辺の地域一体を桜の名所とすることについては、までは、桜の樹勢回復等に力を入れ、景観の更なる向上に努めていく。

次に、赤坂小明見線の整備についてだが、この路線は、市内の新倉地区から向原地区までを縦横断し、主要路線とも交差している総延長約5キロメートルの道路であり、災害時の避難・輸送に利用する道路として、また、富士北麓における都市機能を高める道路としての役割を担っている。さらに、国内外の観光客が訪れる同公園へのアクセス道路となつており、これまで以上に交通量が増加する傾向が見られるなど、防災面、観光面及び住民生活の面などから重要性は年々高まっている。

整備は、各種補助金を使用することも検討したが、現況道路が市街地にあることや道路幅員を拡張する必要があること、計画路線の一部は県道であること、とりわけお姫坂交差点付近については、複雑に交差していること、さらに、部分的な改良工事では富士急行線の軌道と交差する場所や前後の道路へのすり付け部分において、今以上の危険が生じることが想定されることから、市単独での整備は困難であると判断している。

このことから、山梨県に対し「県施策及び予算に関する要望」で平成26年度から毎年、県道への昇格及び整備の要望を行っている。これに対し県からは「現在富士吉田西桂スマートリーへのアクセス道路として県道富士吉田西桂線の整備を重点的に進めており、現状では認定、整備は困難だと回答を受けているが、引き続き県に対し、赤坂小明見線の重要性と本市単独での整備は困難であることを理由に要望を継続していく。

次に、下吉田地域振興ビジョンに

ついてだが、域学連携関連事業として、慶應義塾大学大学院准教授を務める中島直人先生と大学院生によるプロジェクトチームが取り組みを始めたところだ。このチームは5年間の連携事業の成果である「横町・大門まちづくりビジョン2020」をとりまとめるなど、本市まちづくりにに関する実績を備えている。今年度から「魅力ある街のデザイン調査研究」として、観光客だけではなく地域住民も立ち寄りたくなる「新倉山浅間公園エリア」までのルートや、下吉田駅周辺から小室浅間神社参道、西裏地区までの路

浅間公園から中心市街地につなぐ魅力的なルートの検証や駐車場整備など下吉田エリア周辺に必要な機能やデザイン等を取りまとめるため、地域関係者と協働して、計画的に取り組んでいく。



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立

3月

市政 一般質問

抜粋



**前田厚子
議員
(政友会)**

1回目の市民生活部長答弁

まず、1点目の災害など突発的な出来事に遭った時の市の電源の確保についてだが、指定避難所において、医療機器など精密機器に使用できる移動式蓄電池の整備を令和4年度に完了する予定だ。また、令和3年3月、災害時等の電気バスでの電力供給を目的に、富士急行株式会社と協定を締結した。更に、自動車販売業者と災害時応急対応の協定締結の予定で、貸与車両に電気自動車等があり、災害時の電源活用が可能となる。

また、蓄電池を日常生活用具の補助対象品目に拡大することについて、市内に数名いる酸素療法等が必要な医療的ケア児について、生活状況等の実態を確認し、必要性について検討していく。

次に、4点目の令和4年度当初予算概要中の地域密着型特別養護老人ホーム建設に係る補助事業について、事業者から、高齢者施設、障害児及び障害者施設、保育施設とする複合型施設の事業計画が提出され、医療的ケア児も利用可能な施設整備を予定中だと確認している。

次に、3点目の山梨県が実施する短期入所事業所としての指定を受けおり、他方は、山梨県から富士北麓地域の介護老人保健施設が準備中であることを確認している。

また、令和3年3月に、山梨県から、医療的ケア児等対象の短期入所事業促進についての概要説明があり、聞き取りも行われた。

山梨県と情報共有を行い、必要な情報周知に努めていく。

質問①
医療的ケア児の施策について

日常生活で、人工呼吸器・胃ろう・たんの吸引・経管栄養などの医療的ケアが必要な子供たち（以下、「医療的ケア児」という）支援の法律、「医療的ケア児支援法」が令和3年9月に施行され、各自治体でも必要な体制が義務づけられた。医療的ケア児は、生命維持のために医療機器が欠かせず、発災時、電源確保が最優先事項だ。

1点目、電源は、予備も含め各家庭で準備しているが、発災時等、市では確保しているのか。

2点目、「医療的ケア児への発災時の電源確保事業」を始めた県や市町村が増え、「医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック」を作成している。このガイドブックがあれば、平時の準備方法等が分かり、安心できる。

1回目の質問

3点目、山梨県は、医療的ケア児を預かる短期入所事業所を新たに4力所開設し、富士東部地域の2施設が受け入れを示しているとあった。医療的ケア児のサポート体制が整い、在宅ケアの充実や通所により、家族の負担軽減となる。その開設について、市はどう関わっているのか、市への聞き取りなどがあったか、同様の聞き取りも行われた。

4点目、本市令和4年度当初予算概要中の地域密着型特別養護老人ホーム建設に係る補助事業において、その施設は複合型施設と聞いたが、高齢者だけでなく、障害者・医療的ケア児も利用できるのか。概略で良いのでお聞かせ願う。

次に、2点目の医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの作成についてだが、山梨県主導で関係機関等と連携して協議を進め、全県での支援体制整備に取り組んでいる。

よって、県内で統一されたガイドブックの作成について、山梨県へ働きかけを行い、国立成育医療研究センター作成の「医療機器が必要な子どもとのための災害対策マニュアル」も併せて活用していく。

次に、3点目の山梨県が実施する富士東部地域における医療的ケア児を預かる2か所の短期入所事業所の開設に際しての市の関わりと市への聞き取りについてだが、2か所の事業所の一つについては、上野原市の

また、以前から、高額な蓄電池等を補助対象品目に拡大してほしいと要望しているが、いかがか。

2点目、「医療的ケア児への発災時の電源確保事業」を始めた県や市町村が増え、「医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブック」を作成している。このガイドブックがあれば、平時の準備方法等が分かり、安心できる。本市でも作成していただきたい。



質問②

女性デジタル人材の推進について

1回目の質問

長引くコロナ禍、飲食業・宿泊業・小売業などは深刻な状況だ。そこで働く女性は非正規の割合が高く、失業などによる女性の困窮者増加が問題となっている。国では、男性に比べてデジタル人材が少ない女性に的を絞り、人材育成の取り組みを進めている。本市でも喫緊の課題だが、いかがか。

政府は昨年6月、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に、女性のデジタル人材育成の推進を明記した。具体的には、ハローワークでの訓練コースの拡充、大学などでリカレント教育等の支援だ。更に、令和4年度の国の予算には、女性のデジタルスキル向上等に地方自治体が活用できる「地域女性活躍推進交付金」が計上されている。

デジタル関連の仕事は、テレワーク等により、他業種に比べて、在宅勤務がやりやすく、感染症などの影響もうけにくい。そこで、市でもこの交付金を積極的に活用し、非正規の方等が学ぶ機会にしてほしいと思うが、いかがか。リカレント教育についても伺う。

また、性差なく、システム開発や情報通信技術を使えない人のサポート等を行うデジタル人材の育成が必要だ。サポート人材の育成と目標は

あるか。お聞かせ願う。

本市でも、デジタル化に伴う職員の人材育成やスキルアップは大変重要な取り組み状況はどうか、現在の取り組み状況はどうか、また、デジタル化に伴う庁舎内での女性の活躍の場も考えているのか。詳細にお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

まず、デジタル人材の育成についてだが、私も重要な課題であると認識している。

昨年新設のデジタル庁による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「デジタル人材の育成・確保」が明記され、女性デジタル人材育成への取組が挙げられている。本市は、デジタル人材全体の底上げの必要性を認識する中で、国の総合的な取組を注視しつつ、山梨県とも連携し、デジタル人材育成に向けた市の取組を研究していく。

次に、地域女性活躍推進交付金の活用についてだが、令和4年度、本策定を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である、「第3次ふじよしだ男女共同参画プラン」の策定を予定している。このプラン策定に当たり、市民の方々へのアンケート調査を実施することにより、ニーズ等を把握し、プランに反映させ、目指すべき男女共同参画社会の実現に向けての各種施策を策定するとともに、地域女性活躍推進交付金の活用やリカレント教育への取組についても併せて検討していく。

北九州市のデジタル化によるまち

また、インターネットなどの情報通信技術を使えない人へのサポートを行なう人材の育成と目標についてだが、具体的な数値での目標は難しいが、サポート人材の育成も、デジタル人材の育成と併せて研究していくたい。

1回目の総務部長答弁

デジタル化に伴う職員の人材育成やスキルアップの取組についてだが、本市の人材育成は、その時の社会情勢に適応した職員研修を実施している。コロナ禍においては、オンライン研修に積極的に参加するなどデジタル技術を活用し実施している。

また、庁舎内での女性の活躍の場についてだが、本市の女性職員においては、総合職としてあらゆる分野で女性のきめ細やかさ等、その個性と能力を十分に發揮できる活躍の場を提供している。よって、本市の管理職における女性職員の割合は2割を超えており、県内自治体でもトップクラスである。

今後も、女性職員の優れた能力を最大限引き出すよう積極的な登用を引き続き進めていく。

2回目の質問

「第3次ふじよしだ男女共同参画プラン」の策定における市民の方々へのアンケート調査については、是非実施してほしい。実施する時期やアンケート内容等について、お聞かせ願う。

づくりは、驚くことに、婦人会が率先して行ったと聞いた。やはり女性の力は侮れない。本市婦人会の活躍にも期待する。

管理職を含めた本市女性職員は他市町村でも高評価で、大変嬉しく思っており、このデジタル人材推進を支える側にたち、多くの市民のサポート役についてほしいと考えるが、いかがか。

まだスマートフォンを使っている方が多い。高齢者のスマートフォン教室の開催を検討してほしいが、いかがか。

次に、より多くの女性に、デジタル労働に就いてもらう為に、市として、「Eトレーニング」の環境を提供してほしい。これは、インターネット環境があれば、どこでも、いつでも、何度も、学習・訓練ができる仕組だ。

この「Eトレーニング」を活用し、女性のデジタル人材育成を進めてほしいが、いかがか。

加えて、市として、デジタル人材全体の底上げに必要な取り組みについて、お聞かせ願う。

2回目の市長答弁

デジタル人材の育成については、私も重要な課題であると認識している。また、デジタル人材全体の底上げの必要性を認識する中で、各省庁におけるデジタル人材の育成に関する総合的な取組について、注視しているところもある。

2回目の企画部長答弁

まず、「ふじよしだ男女共同参画プラン」の策定を実施するに当たり、市民の方々へのアンケート調査を実施することについてだが、現在、準備を進めており、国や山梨県の動向を注視する中で検討していく。

次に、デジタル人材推進の力となるよう多くの市民へのサポート役につくことについてだが、女性としての個性と能力を十分に發揮できる場については、市役所での勤務に限らず、積極的に地元自治会や地域の活動に参加することで、多くの市民の方々と関わる機会となり、サポート役として支援できるものと考えている。

次に、「Eトレーニング」を活用して女性のデジタル人材育成を進めること及び市としてデジタル人材全体の底上げに必要な取組についてだが、経済産業省のホームページ「巢ごもりDXステップ講座情報ナビ」には、インターネットを活用して誰でも無料で、デジタルスキルを習得できる102のオンライン講座が掲載されている。

また、現在、職業訓練として、ハローワーク富士吉田にてパソコン講座が提供され、山梨県立産業技術短期大学校では人工知能の基礎知識を

学べる講座が新設される。

更に、富士吉田商工会議所と連携し、「オンラインデマンドセミナー」開催によるパソコン活用の基礎技術習得を支援しており、今後も周知を図つていく。

本市でもデジタル人材の育成に力を入れて、ワンストップ窓口のお悔やみコーナーから「書かない窓口」を導入することを検討してほしいが、市の考え方をお聞かせ願う。

また、令和元年5月に「デジタル手続き法」が公布され、国全体で行政手続きの仕組みが大きく変わる方向が示された。

本市でもデジタル人材の育成に力を入れて、ワンストップ窓口のお悔やみコーナーから「書かない窓口」を導入することを検討してほしいが、市の考え方をお聞かせ願う。

質問③ ワンストップ・ご遺族支援「おくやみコーナー」の設置について

1回目の質問

平成30年、ワンストップ・ご遺族支援「おくやみコーナー」の一般質問をした際、「様々な工夫をするので、同コーナーの設置は必要無い」旨の答弁があつた。

次に、スマートフォン教室の開催についてだが、生涯学習事業の一環として、令和4年6月に高齢者を含む初心者向けの教室を開催する予定で進めている。

次に、「Eトレーニング」を活用して女性のデジタル人材育成を進めること及び市としてデジタル人材全体の底上げに必要な取組についてだが、経済産業省のホームページ「巢ごもりDXステップ講座情報ナビ」

窓口の必要性が高まり、多くの自治体が同コーナーを設置し、県内も増加傾向だ。更に、令和元年度、国は同コーナー設置のガイドラインや支援ツールを提供した。

他方、「書かない窓口」といつて、氏名等を職員が聞き取り、申請書等の作成を支援する自治体がある。また、デジタル市役所といい、スマートフォン等で申請し、自宅に書類が届くという来庁不要のサービスを始めた自治体もある。

上に努めている。更に、内容等を常に見直し、分かりやすく、確實に手続きを完了できるよう進め、感謝のお言葉もいただいている。

また、「書かない窓口」の導入についてだが、デジタル庁が発足し、社会全体のデジタル化を強力に推進し、自治体の行政手続きのデジタル化推進も施策の柱となっている。これにより地方公共団体は、標準化された情報システムの利用が義務化され、今後は様々な業務がデジタル化され、行政事務の効率化を図つていけることとなる。

1回目の市長答弁

市役所窓口での各種申請の受付等の業務は、住民と職員が直接対話ができる場で、様々な問い合わせや相談が寄せられる最前線でもあり、必要なサービスにつなぐ生活相談の役割もある。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、デジタル化にも対応できる窓口とすることは、重要だと認識し、國の方針等を注視して、対応していく。

まず、ワンストップ・ご遺族支援「おくやみコーナー」の設置についてだが、現在、死亡の届出があった場合、必要な手続の事前確認を行い、「死亡に伴う諸手続き一覧表」を作成し、御案内している。職員が誠心誠意、おもてなしの心を持って対応課の職員が直接出向くなど、御遺族の方に寄り添う対応をしている。冠婚葬祭の手続の際は、対面による心のこもった声掛けを重視し、おもてなしの心を持って住民サービスの向



3月

市政 一般質問

抜粋



**渡辺利彦
議員
(令和新政会)**

質問① 鐘山総合スポーツセンターの整備計画について

1回目の質問

1回目の市長答弁

中で、市長のマニフェストに位置づけられた、新総合体育館の整備については、鐘山体育館の在り方も含め、設置場所や規模、整備計画や財源の確保などの方向性を、令和3年度に立ち上げる庁内検討組織にて決めていくこと、またその方向性が決まり次第、その後、幅広い視点から意見を聞くことのできる外部委員による検討組織を設置し、さらに多面的、総合的な検討を進めていくとの考え方を聞いた。すでに令和3年度末を迎えて、市内検討組織の立ち上げは計画通り行われ、具体的な事柄に対しても組織内にて充分に検討され、方向性の決定に至っているのか、現在の進捗状況を伺う。

また、市民体育施設管理事業委託料324万5千円について、新総合体育館整備に関する調査委託費と理解するが、現在の状況と併せて伺う。

が所在する鐘山エリアを新総合体育馆の候補地とした。

次に、新総合体育馆整備に関わる調査委託費についてだが、議員発言の市民体育施設管理事業委託料は、現在、新体育馆建設基本構想に伴う基礎調査業務として業者に委託し、実施している。

この基礎調査業務の内容は、市内スポーツ施設の現状調査や、利用状況、維持管理運営における課題等の整理を始め、近年の類似スポーツ施設の建設状況の調査、さらには建設候補地工賃についても敷地条件や選択、建設候補地の検討を重ねてきた。

新たな体育馆の施設規模は、検討委員会において、建設時の費用と財源の確保、ランニングコストにおける収入と支出の見込みなどを勘案し検討する中で、現在の施設と同規模が望ましいとの結論が出され、その結論を踏まえ政策決定に至った。

今後、この調査業務の成果をベースにした上で、令和4年度・5年度に新体育馆建設基本構想・基本計画の策定を予定している。

現施設は築40年が経過し、劣化や時代のニーズに合わない構造が見受けられるが、新たに体育馆を建設する結論に至ったとのことで、しっかりと未来を見据え、後に不便や使いづらさが生じない完璧な新総合体育馆を目指すことが必要であり、慎重に検討してもらいたい。

体育馆の規模は、財源、ランニングコストなどを勘案する中で、現在行うのではなく、新たな体育馆を建設することが相応しいとの結論に至っている。新たな建設場所は、市内数か所を候補地として調査したが、立地条件や費用などの面を比較検討し、現在鐘山総合スポーツセンター

や迫力を感じ、一流スポーツの感動や素晴らしいを感じてもらうため、バスケットの公認大会の基準を満たすことで、バレー、ハンドボール等のプロリーグを誘致できるよう、アリーナのバスケットボールコートを2面から3面に広げ、シャワー室、更衣室を完備し、観客席を現在の1、200席からパイプ椅子を含め3,000席規模に整備するなど、検討してほしいが、いかがか。

また、新総合体育馆の完成に向けた今後のスケジュールを伺う。次に、鐘山テニスコートは、平成16年に表層部分を改修し砂入り人工芝コートにしたが、10年の耐用年数を超えて、18年目を迎えており、5年ほど前から急激に劣化が進み、人工芝の摩耗性が高まり、基布であるバッキング部分もすり減って剥がれています。令和2年度に一部修繕したが、新旧のジョイント部分や各ライラーバウンドが頻繁に起きてしまう部分の凸凹が激しく、イレギュラーな部分が頻繁に起きてしまつていて、凹凸部分につまずき転倒する危険性もあり、切迫した状態である。また、硬式、軟式両テニスが利用する中、現在の4面では練習や大会の開催を賄うことは到底できない。

現鐘山テニスコートの西側フェンスや駐車場付近の河川を改修し、テニスコートの並びを変えることでも面積に改修することも可能なようだ。また、鐘山テニスコートの劣化の解消と6面規模への改修計画を検討してほ

しいが、いかがか。
また、総合グラウンド西側にトイ
レと更衣室の新設も併せ、検討をお
願いしたいが、いかがか。

鐘山スポーツセンターの各施設が
同時に利用される際、圧倒的に駐車
場不足となり、周辺の路上に隙間な
く片側駐車されてしまう。総合グラ
ウンド南側の温水ため池は、昭和61
年かいじ国体開催時に鐘山体育館が
剣道会場となり、駐車スペースが足
りず、温水ため池にスロープを設置
して臨時駐車場として利用した。

鐘山スポーツセンターに隣接する、
温水ため池を有効に活用していくこ
とが今後の鐘山総合スポーツセン
ター構想の充実に対し、絶対的に必
要であるし、それぞれの施設の点整
備だけではなく、人や車の動線や障
害者にも優しい全体的な面的整備計
画が必要であると考える。

新総合体育館のみの検討組織では
なく、「鐘山総合スポーツセンター



全体の検討組織」に変更して、検討
してもらいたいが、いかがか。

2回目の市長答弁

まず、新総合体育館の規模につい
てだが、本市の人口推移や財政状況
を鑑み、現施設と同規模での建設と
する方向性だが、観客席数などの具
体的内容については、令和4年度・
5年度に予定する基本構想・基本計
画の中で策定していきたい。

また、その基本構想等には、外部
委員を含めた検討組織の立ち上げを
予定しており、施設利用者の方々や
関係団体等のニーズなど様々な声を
踏まえた上で事業コンセプトを取り
まとめ、市民のためのスポーツ拠点
施設としては勿論、多くの利用する
方々にとって魅力ある施設となるよ
う事業を進めていく必要がある。

次に、新総合体育館の建設に伴う
スケジュールだが、基本構想等を策
定後、基本設計、実施設計を経て工事
を開始する工程が一般的であり、具
体的なスケジュールは、基本構想等
を策定する中で協議していく。

次に、鐘山テニスコートの劣化の
解消と6面規模への改修計画及び総
合グラウンド西側へのトイレ等の新
設についてだが、鐘山エリアを建設
候補地として新体育館建設の基本構
想等を策定していくに当たり、既存
のテニスコートや総合グラウンド等
についても影響があると想定される。

従って、新体育館建設の基本構想
等については、議員発言の内容を含
め、多くの課題の解消、利便性や快
適性の向上など様々な角度から検討
していく必要がある。

次に、鐘山総合スポーツセンター
が、駐車場の規模や動線を含めた利
便性の向上、高齢者や障害者の利用
に配慮した建設計画とするため、温
水ため池を含めた鐘山エリア全体を
建設候補地として視野に入れ、検討
することも必要である。

ついては、外部委員を含めた検討
組織では、喫緊の課題である新体育
館建設の基本構想等の策定を通じ
て、エリア全体が時代のニーズに
沿ったスポーツ拠点となるよう総合
的に検討していきたい。

質問②
**市役所庁舎の建設に
ついて**

1回目の質問

本市の庁舎は、昭和33年に完成し、
今年、築64年を迎える。

多様化、複雑化する市民へのサー
ビスにしっかりと対応するために、
その時代時代で適宜改修や改築を重
ね、耐震工事も施されているが、全
体的には老朽化が進んでいると言わ
ざるを得ない状態かと思う。

本市の庁舎は、昭和33年に完成し、
で大きな問題になつていて、国も対
策に乗り出しているし、本市周辺の
自治体でも喫緊の課題となつていて、

東日本大震災や熊本地震、また、
西日本豪雨など、大規模な自然災害
が続く中、防災機能の面からも市役
所庁舎の重要性が再認識され、南海

トラフ地震などの大規模災害だけで
はなく、近年頻発しているゲリラ的
な豪雨や強風等による災害時にも、
行政サービス機能を継続するとともに、
被災対応・復旧作業の拠点、いわば「市民の砦」となる市役所庁舎
を整備しておくことは、住民に最も
身近な自治体として重要なこと不可欠
ではないだろうか。

老朽化している現在の市役所庁舎
の建て替えの位置付けについてだが、
議員発言のとおり、本庁舎は、昭和
33年に建設され、築64年を迎える。
その間、庁舎の維持管理のための耐
震補強工事や改修工事を行ってきた
が、経年劣化に伴う本庁舎の老朽化
が全体的に進んでいる状況にある。

近年、全国各地で大規模な自然災
害が発生し、自治体等の庁舎が被害
を受けたことにより、災害対応にも
支障をきたす状況も発生している。
本市も様々な自然災害の際に、
市民の安心・安全を守るとともに、
被災した方々の対応と早期の復旧作
業を実施するための拠点施設として、
市役所庁舎の役割は非常に重要なも
のと考える。

1回目の市長答弁

老朽化している現在の市役所庁舎
の建て替えの位置付けについてだが、
議員発言のとおり、本庁舎は、昭和
33年に建設され、築64年を迎える。
その間、庁舎の維持管理のための耐
震補強工事や改修工事を行ってきた
が、経年劣化に伴う本庁舎の老朽化
が全体的に進んでいる状況にある。

これらのことから、防災拠点施設としての機能を強化するため、東庁舎は、平成25年に震度7の大規模地震にも庁舎機能を維持できる建物への建て替えを実施した。

いずれにしても、市民生活を支える上で最も身近で、自治体のランドマークとも言える市役所庁舎は、激甚化、頻発化する自然災害に備えると共に、市民が安心して利用できる庁舎機能を維持するため、建て替えによる更なる機能強化を推進していくことも必要不可欠である。

2回目の質問

市民目線で施策を考えると、どうしても建て替えや改修の優先順位が低くなりがちな、市役所庁舎だが、実は来庁され、利用しているのは市民であり、その方々にとって、親しまれる庁舎であるのはとても大切だ。しかし、庁舎1階の福祉課や国民健康保険の担当フロアは、大きな不安を抱えて藁をもすがる思いで相談にやって来る市民にとって、じつくりと親身に相談できる場所とは思えない。

また、エレベーターは東庁舎にあるものの、正面玄関から訪れるほとんどの市民は利用せず、車椅子や体の不自由な来庁者に十分な対応が取れず、障害に応じた誘導案内の機能も不足していると感じる。

専用の授乳室やキッズスペースも、子育て支援センターはあるが、本庁舎にはない。

このように、全体的にバリアフリー やユニバーサルデザインへの対応が不足し、子どもから高齢者まで、障害の有無や性別に関わらず、誰もが利用しやすい、市民の方々に寄り添った庁舎であるとは言いにくい。

さらに、庁舎で働く職員にとっても、とりわけ本庁舎の事務スペースはとても狭く窮屈な状態に感じられ、お世辞にも快適な職場環境であるとは言えず、スペース不足に直面しているようと思える。

また、産業会館の取り壊しにより、大きな会議室がなくなり、自治会や消防団をはじめ、市が最も密接に連携を取るべき団体との会議も庁舎から離れた場所で行われるなど、様々な会議を行う上で慢性的な会議室不足になっているのではないか。

更に、電気、空調、衛生及び給排水などの基本的な設備の老朽化が進み、照明設備のLED化もほとんど進んでおらず、省エネルギー性能も低く、市役所庁舎全体の印象も暗く重たいものとなっているように思われ、光熱水費、維持管理費の増加要因ともなっているのではないか。

建て替えによる機能強化を推進していく中で、市長の強いリーダーシップを發揮し、一日も早く市民の方々にとって、そして職員にとって、利用されやすい「おもてなし市ふじよしだ」のランドマークとなる市役所庁舎となるよう、建て替えに向けてどのようなスケジュールを考えているのか、また、他の公共施設の建て替

え等もある中で財源をどう捻出していくのか。

2回目の市長答弁

まず、庁舎建て替えに向けてどのようなスケジュールを考えているかについてだが、現在の市役所本庁舎は、議員発言のとおり、建物の老朽化に加え、市民のプライバシーに配慮した対応が可能なスペースや市民が安心して相談できる受付窓口、気軽に利用できるスペースが少なく、会議室等も不足している。

また、行政需要は複雑・多様化しているが、現在の庁舎はこれらに対応する執務スペースが不足し、さらには本庁舎、東庁舎、西別館、子育て支援センターに分散していることから、市役所を訪れた誰もが利用しやすい施設配置や環境とは言えず、市民を始め、多くの来庁者に、不便を掛けている状況である。

市役所本庁舎は、これまでも維持管理のための耐震補強工事や外壁塗装工事、屋上防水工事等を行っており、平成30年度に実施した診断では、適正な改修工事を行うことで最長20年程度の長寿命化を図ることが可能であると診断されているが、本庁舎建て替えについては、更なる機能強化を図る上でも、長寿命化期間の中で可能な限り前倒しをしての建設を目指していきたい。

なお、本庁舎の建て替えは、早期に取り組むべき事業の一つなので、来年度実施する第6次富士吉田市総合計画の中期見直しにおいて、新たに新庁舎建設事業を主要事業に位置付けると共に、市の重要施策として進めていく。

そのためにも、まずは建設する場所や本庁舎の配置、建設規模、財源等の基本的な事項を調査するための庁内検討委員会を設置し、基本構想、基本計画等につながるスケジュールの準備を進めていく。

また、基本構想等の策定も、有識者や市民から意見を聞く機会を設けるため「庁舎建設検討委員会」を立ち上げると共に、市民の意見等が反映された新庁舎の建設スケジュールを考えており、基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計を経て、工事を着手という手順で進めていく。

次に、他の公共施設の建て替え等がある中での財源の捻出についてだが、庁舎の建設費用の財源の一つとなる基金への積立ては、これまで市役所庁舎を含めた公共施設の建設に係る財源とするための公共施設整備基金を積立ててきたが、今後は、本庁舎の建て替えを見据えた上で、公共施設整備基金に積立てるのではないか。「庁舎整備基金」の計画的な積立てを行い、「財政調整基金」や「ふるさと振興基金」さらには一般財源を含めた中で建設費用の財源としたい。

いずれにしても、市民の安心・安全を守り、市民が利用しやすく、親しみと誇りが持てる新庁舎の建設に向けて、できる限り早期の完成を目指し、鋭意努力していく。

委員会の審査から

- 予算特別委員会
 - 総務経済委員会
 - 監査委員の罷免の是非を審査するための特別委員会
 - 文教厚生委員会

予算特別

令和4年度一般会計、特別会計及び事業会計の9会計の予算を審査するため、次の10名で構成される「予算特別委員会」を設置し、審査を行いました。

前年度当初予算に比べ3・5パーセント増の29億5000万円が計上されております。

なお、歳入の審査の中で、次の要望がありました。

- ・市税について、市民税等が増加傾向ではあるが、不測の事態にも対応できるよう、しつかりとした財源確保に努めてほしい。
- ・指定寄付金(ふるさと納税)について、市全体で更に盛り上げていくために、市内業者全般に対し、返礼品作成の協力を広く要請して

- ・障害者総務事業の福祉タクシー利用料金助成において、利用率の向上を目指し、利用者目線で、より使いやすくなるよう検討してほしい。
- ・地域密着型施設等整備事業について、本市住民が優先的に入所・利用できる施設となるよう努めてほしい。
- ・生活習慣病対策事業について、ワクチンアフターパーリングを活用する方

億5900万円余り、その他一般経費として41億6500万円余りがそれぞれ計上されており、第6次総合計画に掲げられている「富嶽共創」の基本理念実現に向けての予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ・ チングサイトの更なる活用等により、企業誘致も見据える中で、引き続き推進してほしい。
- ・ 防犯対策事業について、犯罪抑止や安心・安全なまちづくりの観点から、防犯カメラの増設、青色防犯パトロール車の増台を前向きに検討してほしい。

- 一般会計
予算総額は、268億1000万円で、前年度当初予算に比べ11・1パーセントの増額となつております。歳入については、市税において、前年度当初予算に比べ5パーセント増の64億5600万円余りが計上されております。また、地方交付税は、
00万円余り、第4章「暮らしの安
全性・利便性を高める『都市基盤・
防災環境』の整備」に32億3600
万円余り、第5章「活力とにぎわい・
交流を生み出す『地域・産業・観光』
の振興」に8億6000万円余り、
第6章「みんなで未来を考え取り組
む健全な『地域経営』の推進」に62

- ・企画・調整事業において、Sの「誰一人取り残さない」という理念等について、引き続き府内、そして市民への啓蒙活動を推進してほしい、また、その理念に基づき、誰もが使いやすい公共交通を目指し、一日も早く具体化できるよう、調査研究を推進してほしい。
 - ・まちづくり事業について、西裏通りやミリオン通り等の様々な構成要素を含めた中心市街地全体の活性化を進めてほしい。
 - ・ふるさと寄附推進事業における企業版ふるさと納税について、マツ

- ・看護専門学校特別会計繰出事業について、山梨県からのヒアリング等については、県補助金増額を目指し、積極的に関わってほしい。
 - ・森林環境譲与税基金管理事業について、制度として使途は限定されるが、事業の方向性を明確にし、有効活用を図つてほしい。
 - ・鳥獣対策事業について、自然との調和や資源の有効活用を図るにあたり、ジビエ加工施設を活用し、関係する若手や後継者の育成をしっかりと推進してほしい。

- ・観光宣伝・観光客誘致推進事業について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、働き方や觀光に大きな変化が生じており、より多角的な施策の組立をお願いしたい。また、宣伝効果の更なる向上を目指し、あらゆる方法を検討・駆使する中で、引き続き推進してほしい。
- ・企業立地推進事業について、様々な方法を模索する中で、更なる企業誘致をしっかりと推進してほしい。
- ・公園管理運営事業について、新倉山浅間公園周辺の環境整備については、長期的なビジョンでしっかりと計画を立て、着実に対応してほしい。
- ・富士山対策事業について、富士山噴火の避難計画等災害対策について、市民が安心して暮らせるよう、本市がリードする中で関係機関と調整し、早急に推進してほしい。
- ・教育研修所事業について、GIGAスクール構想におけるタブレット端末等の更なる活用を目指し、より充実した教職員への研修をお願いしたい。
- ・図書館管理運営事業について、ビブリオバトル等を開催し、本との出会い、本への親しみの増進を図ってほしい。
- ・市民体育施設管理事業における外部委員を含めた検討組織の立上げ

議案第10号

総務経済

以下9議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について

【内容】

引用する法律名等を改正する必要があるため、所要の改正を行つもの。

議案第11号

議案第13号



については、障害者スポーツをはじめとした、あらゆるスポーツ関係者を交え、様々な意見が反映されるよう、多方面での委員選考をお願いしたい。
また総括質疑の中で、次の要望がありました。

業者委託等による外部発注も必要

ではあるが、市内の人材発掘や人材育成にもしっかりと注力する中で、本市特有の伝統や文化等を後世に伝承するよう努めてほしい。

特別会計・事業会計

特別会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校の5会計、事業会計は、市立病院、水道、下水道の3会計に係る予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号

議案第13号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

成年年齢を20歳から18歳に引き下げ等のため、所要の改正を行つもの。

【内容】

富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第14号

議案第15号

押印を求める手続きを見直し、行政手続における市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともにデジタル化及び業務プロセスの効率化を推進するため、所要の改正を行うもの。

【内容】

富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援として、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

【内容】

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

【内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急支援策として実施している富士吉田市小口資金融資に対する利子補給金の交付の特例を1年間延長するため、所要の改正を行うもの。
なお、審査の中で、小口資金融資

【内容】

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

【内容】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急支援策として実施している富士吉田市小口資金融資に対する利子補給金の交付の特例を1年間延長するため、所要の改正を行うもの。

について、コロナ禍で中小零細企業はまだまだ厳しい経営状況にあり、これまで以上に制度の周知徹底を図るよう努めてほしいとの要望があった。

議案第16号

富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園の設置及び管理に関する条例の制定について

【内容】

本市の歴史文化の継承及び地域の活性化を図ることのできる場として、富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園を設置するため、所要の規定を整備するもの。

歳入では、総務費国庫補助金2億851万5千円、財政調整基金繰入金6704万4千円等を増額し、ふるさと振興基金繰入金2億565万5千円を減額し、歳出では、特定防衛施設周辺整備基金積立金5516万4千円、障害者総務事業費339万4千円等を増額するもの。

また、繰越明許費として、ふるさと寄附推進事業外7件9億679万3千円を追加するもの。

文教厚生

議案第17号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【内容】

株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資が廃止されるため、所要の改正を行うもの。

富士吉田市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第18号

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等における諸記録の作成等について電磁的記録により行うことを行つもの。



監査委員の罷免の是非を審査するための特別委員会

以下の議案について、委員18名（委員長・渡辺幸寿 副委員長・渡辺貞治）で構成される当該委員会にて、公聴会を開催し、有識者3名から意見を賜りました。その後、委員会において、反対2名と賛成1名の討論があり、慎重に審査した結果、罷免に対し賛成多数により、原案のとおり同意すべきものと決しました。

議案第21号

富士吉田市監査委員の罷免について

【内容】

委員の桑原守雄氏は、地方自治法第198条の3第1項及び第2項に反し、職務上知り得た秘密を漏らす等、職務上の義務違反が認められたため、罷免することについて、地方自治法第197条の2第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

り行うことを可能とするため、所要の改正を行つもの。

議案第22号

令和3年度富士吉田市一般会計補正予算（第16号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1億6758万7千円を追加し、総額を343億5026万5千円とするもの。

富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

議案第19号

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【内容】

家庭的保育事業者等における諸記録の作成等について電磁的記録によ

議案第20号

富士吉田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【内容】

家庭的保育事業者等における諸記

【内容】

委員の桑原守雄氏は、地方自治法第198条の3第1項及び第2項に反し、職務上知り得た秘密を漏らす等、職務上の義務違反が認められたため、罷免することについて、地方自治法第197条の2第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

令和4年 第1回定例会 議案等審議結果 ①

(賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸壽	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
報告第1号	専決処分報告について (令和3年度富士吉田市一般会計補正予算第13号)	3/2 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第2号	専決処分報告について (令和3年度富士吉田市一般会計補正予算第14号)	3/2 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第3号	専決処分報告について (令和3年度富士吉田市一般会計補正予算第15号)	3/2 報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	令和4年度富士吉田市一般会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	令和4年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第3号	令和4年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第4号	令和4年度富士吉田市介護保険特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第5号	令和4年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第6号	令和4年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	令和4年度富士吉田市立病院事業会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第8号	令和4年度富士吉田市水道事業会計予算	予算 特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和4年 第1回定例会 議案等審議結果 ②

(賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 利彦	戸田 元	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸壽	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	藤原 栄作	伊藤 進	渡辺 将	審議結果
議案第9号	令和4年度富士吉田市下水道事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第10号	富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第11号	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第12号	行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第13号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第14号	富士吉田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第15号	富士吉田市小口資金金融資条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第16号	富士吉田市立富士の杜・巡礼の郷公園の設置及び管理に関する条例の制定について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第17号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第18号	富士吉田市放課後児童クラブ条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第19号	富士吉田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和4年第1回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の概要”をご覧ください。

編集後記

3月定例会は、令和4年度の予算について、審議を行いました。多数の市民生活に直結する施策が織り込まれており、特にふるさと納税に関する事項が際立っています。官民一体となって税収を稼ぐ仕組みが整っており、類似団体と比べても比較にならないほど、ふるさと納税の占める割合が、高くなっています。

います。また、1月に提出された住民監査請求の結果に係るその後の対応について、議会でもガチンコ勝負のやり取りがあり、しっかりとした議論と審議がなされ、議会人としてやるべきことをやったなど自負しています。今後も活発で有意義な議会を展開してまいります。(勝俣大紀)

議会だより編集委員会

委員長 滕堡 大紀

副委員長 鈴木 富藏

委員 太田 利政 / 渡辺 利彦 / 渡辺 幸寿 / 渡辺 将

政治家の寄付は禁止、有権者が 求めることも禁止されています

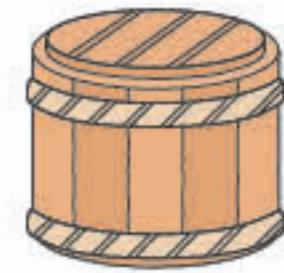
秘書などが代理で出席する場合の結婚祝



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物などの差入



お祭りへの寄付・差入



町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差入



みんなで徹底しよう 三ない運動

贈らない!

求める!

受け取らない!

これらのものも、政治家の寄付禁止の対象となります。

病気見舞



落成式・開店祝などの花輪



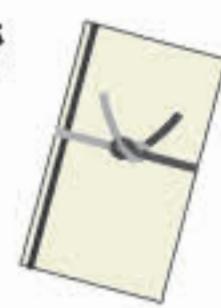
入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書などが代理で出席する場合の葬儀の香典



■問合せ 選挙管理委員会 ☎0555-22-1111 (内線304)



富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。



年4回/14,700部市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

ほけんの

荒井

AIG

東京海上日動

荒井損害保険企画

富士吉田市松山 5-13-5

有料広告